3　この法律による厚生労働大臣又は農林水産大臣の権限及び第一項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（報告の経由）

第十五条　この法律の規定により金融庁長官及び厚生労働大臣に報告するもののうち政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

（事務の区分）

第十六条　この法律（第十四条第三項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則）

第十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第七条第一項の規定に違反して、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定に違反して、同項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、同条第一項に規定する説明書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

二　第八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十八条　法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条から第八条まで及び第十七条（第七条、第八条及び第十七条にあっては、第六条の規定に基づく措置に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第四条第一項に規定する申込み、同条第二項に規定する確認及び同条第三項に規定する求め並びに第五条第一項に規定する申込みに係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

2　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）	この法律（第十四条第三項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　藤井　裕久
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久

政　令

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百七十五号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十一年十二月四日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二十二年二月一日とする。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　藤井　裕久
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百七十六号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令

内閣は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第二条第二項第一号及び第十号、第四条第一項第二号及び第四号、第八条第二項、第九条、第十二条、第十四条第二項並びに第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において「金融機関」とは、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する金融機関をいう。

（中小企業者の範囲）

第二条　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める業種は、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）とする。

2　法第二条第二項第十号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が九百人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）を主たる事業とするもの（法第二条第二項第一号に掲げるものを除く。）

二　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を主たる事業とするもの（法第二条第二項第一号に掲げるものを除く。）